

「土砂災害警戒区域等設定支援システムライセンス使用料」 改定のお知らせ

土砂災害警戒区域等設定支援システムは、都道府県（および国の直轄事務所）からの一つの請負業務（基礎調査業務）でしか使用を許諾していません。よって、複数の請負業務が委託されている場合、それぞれの請負業務に対しライセンス使用料が発生します（ライセンス使用申込書もそれぞれ必要）。これに違反している場合は違約金を請求させていただきます。

平成28年4月1日（金）より、一つの請負業務におけるライセンス使用料を以下の通りに改定いたします。

【改定使用料】

急傾斜地の崩壊編	: 200,000 円（税別）	／ 1 ライセンス
土石流編	: 200,000 円（税別）	／ 1 ライセンス
地滑り編	: 200,000 円（税別）	／ 1 ライセンス

※なお、この日より新規にライセンス使用申請書類等が届いたものから、上記の改定使用料を適用させていただきます。